

No	タイトル	詳細
1	スマートフォン、タブレットでも入力できますか。	入力可能です。
2	ID（ログイン名）は変更できますか。	ID（ログイン名）は変更することが出来ません。
3	システム操作マニュアルはWebで見ることができますか。	G-MIS ログイン後の画面からダウンロード可能です。 また、厚生労働省ホームページのG-MISのページからも閲覧可能です。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html
4	HER-SYSとG-MISのパスワードは同じですか。	HER-SYSとG-MISのパスワードは異なりますのでログイン時はそれぞれで設定されているパスワードを入力してください。
5	まずは自院で報告としてIDを発行された後に、とりまとめ団体を通じて報告することに変更した場合、IDはどうなりますか。	既にIDを持っていても、とりまとめ団体を通じて報告する場合は、自身の保有するIDはご利用頂けなくなります。
6	調査はいつまでに回答すれば良いでしょうか。	日次調査につきましては、毎日13時までにご提出ください。週次調査は、毎週水曜日13時までにご報告をお願いします。休診日等で回答できない日につきましては未回答分を、診療日にまとめて登録をお願いします。
7	報告内容に誤りがあり、修正をしたいのですが可能ですか。	修正可能です。修正方法はマニュアルをご参照ください。
8	団体のとりまとめ報告とはなんですか。	個別の医療機関が独自に入力するのではなく、団体（たとえば郡市医師会等）に報告し、団体がG-MISに入力する方法を選択できます。団体がとりまとめて報告する場合は、都道府県から厚生労働省に対する指定報告の際に、報告主体を「団体」として団体名等を事前に報告いただくことが必要になりますので、団体を通じて報告する際には、都道府県にご相談ください。
9	G-MISで入力したら、現在行っている保健所や都道府県への報告は不要ですか。	厚生労働省への日々の実績報告は、G-MISでの入力のみで構いません。その他、都道府県独自の調査等のための報告については、管轄の保健所等にお問い合わせください。
10	ドライブスルーで検査をした場合の診療室数のカウントはどうしたらよいですか。	検体採取をするライン数でカウントしてください。
11	日々の調査報告内容は変化なく同様のので、事務局で代理登録して欲しい。	大変申し訳ございません。代理で登録することができかねますため、恐れ入りますが日次および週次にてご報告をお願い致します。
12	新型コロナウイルス感染症が疑われる患者以外の発熱患者も報告するのですか。	診断名にかかわらず報告をお願いします。
13	「新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数」の欄には、検体採取の人数の過去からの累計を入力するのですか。	過去からの累計を入力するではありません。報告日の前日24時間に、検体採取した総人数を入力してください。

14	G-MIS の報告は補助金の支給に利用されますか。	実績の確認のため突合する場合があります。
15	G-MIS の ID がまだ付与されていませんが、診療・検査をしてもよいですか。	G-MIS の ID 付与がなされる前であっても、診療・検査は可能です。入力可能となった時点で遡って入力をお願いします。
16	G-MIS の調査対象から除外することは可能ですでしょうか。	回答について必須ではございませんが、ご協力をお願いしております。
17	システム改修に伴い報告項目が変わりますか。	診療所での報告項目に変更はありません。病院での報告項目は減少します。病院の報告項目の変更点については、厚生労働省ホームページに掲載しますのでご参照ください。
18	パスワードが分からない（紛失した／忘れてしまった）ので教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは、ご自身でパスワードリセットを行い再設定してください。https://www.med-login.mhlw.go.jp/ にアクセス後、「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、ID（ログイン名）を入力していただくことで、登録されているメールアドレスに、パスワードリセットの案内メールが送信されます。 ・もしくは、厚生労働省 G-MIS 事務局：password@g-mis.net に ID（ログイン名）と医療機関の情報とともにお問い合わせいただくことでも照会可能です。 ・いずれも不可能な場合は厚生労働省 G-MIS 事務局（0570-783-872）にお電話ください。医療機関名や ID 等を確認させていただいた後にリセットの手続きをご案内いたします。
19	診療・検査医療機関としての開設時間内において、発熱患者以外の患者を診察した場合は計上するのですか。	発熱がない患者であっても、症状から新型コロナウイルスへの感染が疑われるとして診療した場合は計上してください。
20	日次調査締め切り時刻に間に合わなかった分を、翌日の報告分に含めて報告してもよいでしょうか。	翌日分に含めるのではなく、「診療を行った日」「検査を行った日」の実績を修正して報告してください。
21	休診日は検査実施人数、検査結果判明件数ともに「0」の入力は不要でよいでしょうか。	不要で差し支えありません。
22	以下のような場合については、検査実施人数、検査結果判明件数を報告する必要がありますか。①検査希望者等への自費検査 ②不安を抱える妊婦への検査 ③院内規約による入院患者全員に対する検査 ④無症状の入院患者への検査 ⑤病院や福祉施設に入院・入所する際の検査	検査実施人数、検査結果判明件数のいずれも報告する必要があります。なお、いわゆる行政検査として行う場合を除き、「うち無症状者の希望に基づく検査等」欄に検査数を入力してください。
23	入院中の陽性患者への検査（退院の際の陰性確認のための検査）について、検査実施人数、検査結果判明件数を報告する必要がありますか。	検査実施人数の報告は不要ですが、検査結果判明件数の報告は必要です。

24	濃厚接触の疑いにより無症状者に対して検査を行った場合、検査実施人数の「うち無症状者の希望に基づく検査等」の欄に入力するのでしょうか。	「うち無症状者の希望に基づく検査等」の欄は、いわゆる行政検査以外の検査数を入力するためのものです。御質問の場合は行政検査であると考えられますが、そうであれば、「うち無症状者の希望に基づく検査等」欄に入力しないでください。
25	1人に対して、PCR検査と抗原（定量・定性）検査の検体を採取した場合、検査数は2となるのでしょうか。	検査実施総人数を「1」と入力した上で、内訳の「PCR検査実施人数」と「抗原（定量・定性）検査実施人数」についてもそれぞれ「1」と入力してください。
26	LAMP法やTRC法等による検査について検査件数に含めてよいのでしょうか。	厚生労働省の承認を受けている、LAMP法、TRC法などPCR法以外の核酸増幅法検査についても、検査分析を実施した場合は、PCR検査結果判明件数として報告してください。
27	検査実施総人数とその内訳の人数は一致しなくてもよいのでしょうか。	基本的には一致すると思われませんが、入力要領にあるように、検査実施総人数は「同一人について異なる検査や同じ検査のために複数回検体を採取した場合でも「1」とカウント」することになっているため、検査実施総人数とその内訳の人数が一致しないことはあります。
28	インフルエンザの検査のみを行う医療機関も入力が必要ですか。	インフルエンザの検査のみを行う場合であっても、その診療状況について入力をお願いします。
29	収集した情報はどのように公開するのですか。	収集した情報については、都道府県に対して、それぞれの区域内の医療機関の情報を即時共有いたします。診療等に支障のない範囲内で広く一般に提供することが有用な情報に関しては、厚生労働省及び内閣官房のホームページで一般向け情報として公開可能なデータとして提供しております。
30	もともと帰国者・接触者外来であった場合で、今回とりまとめ団体を通じて報告する場合、IDはどうなりますか。	既にIDを持っていても、とりまとめ団体を通じて報告する場合は、自身の保有するIDはご利用頂けません。
31	開設時間内における発熱者数について、発熱（37.5℃以上）が無い咽頭痛や咳の患者が受診した場合も含めるのですか。	発熱がない患者であっても、症状から新型コロナウイルスへの感染が疑われるとして診療した場合は計上してください。
32	患者がいなかった日も入力が必要ですか。	診療・検査医療機関として開設した場合は、実績を0と入力してください。診療・検査医療機関として開設せず患者もいなかった場合は入力は不要です。
33	自院の情報を閲覧できますか。また情報を修正できますか。	ID（ログイン名）とパスワードでログイン後に閲覧可能です。過去に報告した内容の修正も可能です。
34	自院は新型コロナウイルス感染症の検査を行わず、医師会運営のPCR外来に紹介して検査を行う場合は入力が必要ですか。	診療状況の報告をお願いします（検査は検査センターにおいて入力いただきます）。
35	週次調査に載っている物品は何を指していますか。	1. サージカルマスク：通常医療用として使用されるマスク。 2. N95マスク：N95規格をクリアし、認可された微粒子用マス

		<p>ク（防じんマスク）。</p> <p>3. フェイスシールド：顔全体を保護する目的で、顔の全体を覆う保護器具。</p> <p>4. サージカルガウン：身体を保護する袖付きの保護器具。</p> <p>5. アイソレーションガウン：身体を保護する袖付きの保護器具。サージカルとの違いは、保護性能が前面なのがサージカルガウン・全体がアイソレーションガウン。</p> <p>6. スワブ（検体検査用）：綿棒上の検体採取キット。コロナ用に限定せず全数での報告を依頼。</p>
36	診療・検査医療機関に指定されていない行政検査を行う医療機関は、とりまとめ団体による報告はできないのですか。	団体とりまとめによる入力はできませんので、医療機関において直接の入力をお願いいたします。
37	診療のみを行う医療機関も入力が必要ですか。	診療のみを行う診療・検査医療機関についても、診療状況については入力をお願いします。
38	操作方法、ID やパスワードの再発行等の問い合わせはどこにしたらよいでしょうか。	厚生労働省 G-MIS 事務局 電話番号：0570-783-872(平日 9 時～17 時。土日祝日を除く。)にお問い合わせください。
39	発熱患者数と検査状況の総人数は合致しなくてはならないのですか。	合致する必要はありません。
40	補助金申請の数字と G-MIS 報告の数が違った場合補助金への影響がありますか。	補助は実績報告に基づき行いますが、実績の確認のため G-MIS データと突合する場合があります。
41	毎日入力が必要ですか。当日中に入力が必要ですか。	基本的には毎日の入力をお願いします。ただし毎日の入力が困難な場合は、まとめたの入力も可能ですが、その場合でも「日別」の実績を少なくとも週 1 回入力してください。
42	システム利用の推奨環境を教えてください。	以下のブラウザが推奨環境となります。Internet Explorer は利用できませんのでご注意ください。・ Microsoft Edge 最新版・ Mozilla Firefox 最新版・ Google Chrome 最新版・ Safari 最新版
43	診療・検査医療機関としての開設時間外の受診・検査も登録が必要ですか。	診療状況については、診療・検査医療機関としての開設時間内の実績を入力してください。ただし、検査実績については、それ以外の時間であっても可能な限り入力をお願いします。
44	パスワードの変更方法を教えてください。	ご自身でパスワードリセットを行い変更してください。 https://www.med-login.mhlw.go.jp/ にアクセス後、「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、ID（ログイン名）を入力していただくことで、登録されているメールアドレスに、パスワードリセットの案内メールが送信されます。
45	インターネット環境がない場合、FAX での報告も可能ですか。	WEB 入力をお願いしております。またログイン URL、ID および初期パスワード設定 URL は登録いただいたメールアドレス宛てに送付します。インターネット環境がない場合は、郡市区医師会等のとりまとめ団体を通じた報告もご検討ください。なお、とりまとめは郡市区医師会に限りません。WEB による調査回答に対応でき

		ない医療機関は、管轄自治体までご相談下さい。
46	入力は、開設した日のみでよいですか。	診療状況については、診療検査医療機関としての開設時間内の実績を入力してください。ただし、検査実績については、それ以外の時間であっても可能な限り入力をお願いします。
47	行政検査を行う医療機関としての契約はしているが、診療・検査医療機関として指定されていない場合、G-MISでの報告は必要ですか。	指定されていない医療機関であっても、行政検査の委託契約を行っている場合はIDを付与しますので入力をお願いします。ただし、受診状況の入力は不要です。
48	ID（ログイン名）が分からないので教えてください。	厚生労働省 G-MIS 事務局 電話番号：0570-783-872(平日9時～17時。土日祝日を除く。)にお問い合わせください。
49	日次調査における「実績日」と「提出日」の違いを教えてください。	「実績日」：各種入力値の実績となる日。00時00分～23時59分の実績をご報告ください。 「提出日」：回答を入力頂きたい日（実績日の翌日）となります。
50	土日・祝日といった、休診日の入力はどうに行えば宜しいでしょうか。	休診日等で入力する実績がない場合は回答は不要です。 入力日が休診日にあたる場合は翌診療日以降の登録でかまいません。
51	レムデシビルの申請方法等について	令和3年4月14日付けのQ&Aをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000769286.pdf
52	レムデシビルを初めてご使用になる医療機関の申請方法	【申請方法】 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000769285.pdf 【使用申請書】 https://www.mhlw.go.jp/content/000628102.pdf 厚生労働省【レムデシビルの医療機関への配分について】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00021.html 【Q&A】 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000769286.pdf
53	開設時間を設けない場合、日次調査の①診療・検査医療機関としての開設時間（時間）、②開設時間内における発熱患者等の数（人）、③新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数（人）の入力方法がわからない	①「診療・検査医療機関としての開設時間（時間）」には実績（診療時間が発生した時間）を入力ください。最小単位は0.25（15分）となります。開設したにもかかわらず発熱患者数が0の場合も開設時間は実績を入力ください。②「開設時間内における発熱患者等の数（人）」は①の診療時間内の発熱患者数を入力ください。③「新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数（人）」は開設時間外の数も含めて入力ください。
54	新設の週次報告項目（診療実績）について、 ・集計を行う理由はなにか？ ・月	これまで複数回の感染拡大の波を経験する中で明らかとなってきた、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制における課題に対

	<p>単位のレセプトの報告で代用できないか？</p>	<p>し、今後は、「チェックポイント」を設定し、定期的に評価を行い、患者フローの目詰まりや一般医療への影響が見られる場合には、その状況を詳しく分析し、解消・改善を図ることが重要であると考えています。（参考：令和3年3月24日事務連絡 今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について）今回新設した、週次項目の・全身麻酔下での手術件数・心臓・血管カテーテル術の実施件数・外来化学療法（抗悪性腫瘍剤）の投与件数・分娩数に関しては、レセプト等で集計する場合には、リアルタイムに一般医療の状況を確認するということができないことから、各都道府県がリアルタイムに一般医療の逼迫状況を確認できるようG-MIS上でご報告頂くため、新規項目とさせて頂きました。日々、診療にご尽力頂いているなか大変恐縮ではございますが、何卒ご理解の程よろしくお願い致します。</p>
55	<p>週次項目の「外来化学療法（抗悪性腫瘍剤）の投与件数」に計上すべきものは何か。</p>	<p>外来化学療法加算1・2の件数について、（1）抗悪性腫瘍剤を注射した場合のみが今回の計上の対象です。（2）抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合は計上対象になりません。※参考 以下の4つが計上対象にあたります。・外来化学療法加算1（1）抗悪性腫瘍剤を投与した場合 ①15歳未満 820点 ②15歳以上 600点・外来化学療法加算2（1）抗悪性腫瘍剤を投与した場合 ①15歳未満 740点 ②15歳以上 470点</p>
56	<p>令和3年6月1日に行ったG-MISへの項目追加の目的は何か。</p>	<p>これまで複数回の感染拡大の波を経験する中で明らかとなってきた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制における課題に対し、今後は、「チェックポイント」を設定し、定期的に評価を行い、患者フローの目詰まりや一般医療への影響が見られる場合には、その状況を詳しく分析し、解消・改善を図ることが重要であると考えています。（参考：令和3年3月24日事務連絡 今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について）新規追加項目は、・新型コロナウイルス感染症医療の提供体制を正確に把握すること、・新型コロナウイルス感染症以外の患者の受入がどれだけ逼迫しているのかを確認すること、・それにより一般医療がどれだけ制限を受けているのかを確認すること、を目的として設定しています。日々、診療にご尽力頂いているなか大変恐縮ではございますが、何卒ご理解の程よろしくお願い致します。</p>